

(仮称) 大田区再犯防止推進計画素案に対する
区民意見公募手続 (パブリックコメント) の実施結果について

- 1 区民意見公募手続 (パブリックコメント) の期間
令和3年3月2日 (火) ~ 3月18日 (木)
- 2 意見の提出結果
意見提出者 4名 意見数 13件
- 3 提出された意見の要旨と区の考え方
ご意見については、趣旨を損なわない範囲で要約または一部を抽出しています。

全体に関するもの

No.	意見要旨	区の考え方
1	「再犯防止」という言葉の定義に関して、お一人お一人の権利擁護を考える時、「犯罪者」という視点からそこに既に差別的な見方が生じないかと危惧を感じます。その対象者お一人お一人のケースに関する丁寧な取り扱いがないがしろにされてはいけないと考えます。犯罪を繰り返してしまう可能性を持った方への働きかけは個別のケースに応じて慎重に取り扱われる必要があると感じています。	この計画は国や都の再犯防止推進計画を踏まえ、「再犯防止」という言葉を前面にしていますが、区が計画を策定する意義は、再犯防止対策の中で基礎自治体が担うべき重要な役割である包摂性のある社会をめざし、就労、住居、保健医療、福祉等に関する息の長い支援を行うことにあります。計画の推進にあたっては、一人ひとりに寄り添った支援が必要であるとの認識です。
2	大田区の再犯防止推進計画が実行性のある活動となることを期待しています。そのためには、関係機関・団体同士が単なる情報交換連携ではなく、具体的な活動に基づいた行動連携となるよう保護司の一人として微力ながら力を注ぐ所存です。	計画が実行性のある活動となるよう、(仮称) 大田区再犯防止推進会議を中心として、保護司の皆様をはじめ関係機関・団体との行動連携を強化していきます。

(次頁に続く)

第3章 重点課題とその取組

No.	意見要旨	区の考え方
3	<p>【1 就労・住居の確保等】</p> <p>空き家の活用も視野に入れて居住支援の枠組みを検討してください。</p>	<p>区の空き家活用は、所有者と利用希望者のマッチングサポート事業として実施しています。再犯防止対策として当該事業の活用を具体化する予定はありませんが、今後計画を推進していく中で、居住支援の枠組みを含め、諸課題を分析し、必要な取組を検討していきます。</p>
4	<p>【1 就労・住居の確保等】</p> <p>再犯者の就業状況を見ると無職状態にある者は、有職者の約4倍にとなっています。雇用する事業主の確保・開拓を推し進めるのは大変良いと思う。</p>	<p>協力雇用主制度については、これまで区の媒体等を使って紹介する機会はありませんでしたが、今後はPR促進など取組を強化していきます。また大田区保護司会とともに協力雇用主と情報交換を行いながら、必要なサポートを検討していきます。</p>
5	<p>【2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等】</p> <p>出所後は親族との関係も疎遠となり、景気もよくないことから安定就労を得るのは困難です。生活保護の利用をためらう事がないよう計画に記載すべきです。</p>	<p>生活保護は憲法が保障する最低限の生活を支援するもので、必要とする誰もが平等に受けることができる制度です。本計画において、区の再犯防止対策は、個々の取組によって解決をめざすものでなく、立ち直りを支援する多岐にわたる取組を総合的に推進するものとして記載させていただいています。従いまして、生活保護につきましても活用できる関連事業のひとつとして記載し、個別の取組はその概要紹介に止めさせていただいています。</p>

(次頁に続く)

No.	意見要旨	区の考え方
6	<p>【2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等】</p> <p>再犯者の高齢化も目を離せないことと考えます。そこにある地域社会の課題を分析することに取り組むことも重要と考えます。</p>	<p>再犯者の高齢化は重要な課題のひとつと認識しています。今後計画の実施段階において、(仮称)大田区再犯防止推進会議による状況分析等により、検討を進めていく予定です。</p>
7	<p>【2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等】</p> <p>個人の責任とその更生だけに注目した場合、当事者の地域生活はさらに息苦しくなってしまう可能性があるのではないかと懸念されます。例えば薬物依存に関しては昨今『ダメ絶対』ではダメ」とこれまでの取り組みが見直される方向であることなど、ともに地域で暮らす人として、懐広く受け入れていく方法などが大いに検討されるべきだと考えます。</p>	<p>ご意見のとおり個人だけに注目した支援だけでは不十分と考えます。地域の理解と受け入れとともに、必要に応じ専門的知見も踏まえて立ち直りを考えていくのが、この計画がめざす支援の姿です。</p>
8	<p>【2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等】</p> <p>計画(案)は最初の一步として必要なことと思いますが、先に「犯罪者」「再犯者」と困り込むことのないような配慮が必要だと感じます。そのためにも、そういう方たちが「犯罪を繰り返さないまちづくり」という視点で「地域」を考えることも必要なのではないかと考えます。</p>	<p>ご意見の「犯罪を繰り返さないまちづくり」という視点としては、重点課題「2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等」の中で、個別目標「(1) 地域のネットワークを活かした見守りにより、地域の生活課題を共有します」を掲げてさせていただいたように、「犯罪者」「再犯者」を孤立させることのない、地域における支援のネットワークづくりが必要と考えています。</p>

(次頁に続く)

No.	意見要旨	区の考え方
9	<p>【2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等】</p> <p>「司法と福祉の連携」という声が聞かれる中、障がいのある人の触法等について大いに課題を感じています。その人たちの抱える「生きにくさ」についても大田区には意識していただき、かつて間違いを犯してしまったとしても、安心して戻れるまちづくりを目指す計画が立てられることを願ってやみません。</p>	<p>障がいのある方など「生きにくさ」を抱えた方の立ち直りには、刑事司法関係機関の取組だけでは限界があります。そこに福祉サービスをはじめ、一人ひとりに寄り添った息の長い支援を提供できる基礎自治体の役割があると考え、この計画を策定するとともに推進していきます。</p>
10	<p>【3 非行防止と学校等と連携した修学支援の実施等】</p> <p>子どもたちがSNSやインターネット被害に遭う事件が増加している風潮は恐ろしく感じますが、非行防止とそれは切り分け課題を整理する必要があります。少年非行の裏には必ず家庭などの課題があり、道徳教育でそれが改善されるものではありません。</p>	<p>非行行動に対しては、道徳教育という枠組みだけで終わるものでなく、問題の裏に隠れた個々の家庭などの課題を含め、教育委員会等をはじめ地域の関係機関・団体と連携を図りながら取組を進めていきます。</p>
11	<p>【4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進】</p> <p>犯罪予防、再犯防止のために活動している保護司会、更生保護女性会、自立準備ホーム（NPO法人みんなの家）への活動資金援助への支援を求めます。</p>	<p>区内更生保護団体への活動経費については、これまで施設使用料や視察研修の交通費等を支援してまいりました。これまでの支援の効果を踏まえるとともに、昨今新型コロナウイルスの影響で活動自体が困難になっている状況も考慮し、現状を踏まえた効果的な支援を考えてまいります。</p>

(次頁に続く)

No.	意見要旨	区の考え方
12	<p>【 4 関係機関・民間協力者との連携等、広報・啓発活動の推進】</p> <p>保護司の成り手が減少している昨今、保護司発掘のための積極的な支援を望みます。</p>	<p>保護司の成り手不足の背景には地域社会や生活様式の変化などいくつかの要因がありますが、保護司の活動自体が、まだまだ社会的に広く認知されていない面も大きいと考えます。区としては、保護司の活動に光が当たるように、様々な機会を捉え積極的なPRを行い、幅広い世代への働きかけを行っていきます。</p>

第4章 計画の推進体制

No.	意見要旨	区の考え方
13	<p>推進会議の委員は、実際に再犯防止活動に寄与できる団体・個人を任命することが適切と考えます。</p>	<p>(仮称)大田区再犯防止推進会議はこの計画を推進する要となるもので、地域の情報や課題を共有し、各取組について毎年評価と改善を繰り返し替えることを仕組化する協議体です。従って、構成員については、地域の情報や課題に触れている団体の中から入っていただくとともに、専門的な知見を踏まえた構成を基本として、毎年地域の状況や課題に応じて適宜見直しをする予定です。</p>